

第 26 話〈黒船特需〉の要約と参考資料

第 26 話〈黒船特需〉の要約

黒船に代表される外国船の来航により、幕府と諸藩は海防軍備に追われました。銃弾に使う鉛が不足してきました。「灰吹き法」で銀を精錬するとき、100 倍の量の鉛が採れます。銀座役所の命を受けて、外録銀山の主要鉱産物は銀から鉛に転換し、維新を迎えます。

第 26 話〈黒船特需〉の参考資料

26-1 江戸時代後期の海防

北村陽子「ペリー来航前夜の鉄砲鍛冶と幕臣の和洋調練」（宇田川武久編「日本銃砲の歴史と技術」＝雄山閣、2013 年 9 月）

嘉永六年（1853）六月にペリー艦隊が江戸湾に来航すると、幕府は江戸湾防衛の軍備に追われ、武器屋だけでなく、鉄砲鍛冶や鋳物師も軍需景気で大いに潤った。黒船特需である。（P129）

（嘉永二年）閏四月、英軍艦マリナー号が江戸湾に現れた。浦賀沖に停泊したマリナー号の舟艇はイルカ島に乗り付けて上陸し、近辺二十町四方と江戸湾外の乗り止め線（剣崎一洲崎ラインの周辺部）を測量した。下曾根金三郎の浦賀詰めが認められたのは、この大事件の二カ月後、同年六月のことである。マリナー号事件を重く見た幕府は海防問題に重い腰をあげた。九月三日に鍛冶職の火所数と国役の調査を行ったのだ。（略）続いて、幕府は十二月二十五日に諸侯・旗本から農民・町人まで分に応じた海防の必要性を説く老中からの口達を出した。二十九日には旗本に対し、文武の修業と砲術の習熟を命じたのである。（P130~131）

今津浩一「ペリー提督が幕府に贈った大砲」（同 P140-141）

②上陸用舟艇のボート砲……ボート砲は艦隊から敵地へ上陸して戦う兵士を援護したり、陸揚げして野戦砲として使用するための大砲である。（略）この大砲は対人殺傷用の大砲であり、この大砲に使用される砲弾には軍艦や構造物破壊用の実体弾はない。直径 11 ミリ程度の鉛弾を 80 個ほど詰めた炸裂型球形砲弾（シュラプネル弾ともいう）などの対人殺傷弾を発射した。

26-2 鉛の生産の本格化

「宮崎県史 通史編 近世上」P381 より

同じ山裏村で銀山として知られた土呂久鉱山では、開国にともなう異国船の渡来に備

えた軍備強化策の一環として、鉛一手買締方掛合^{かかりあい}を仰付けられた延岡柳沢町野村治三郎^{やなぎわ}次男辰治が外録（土呂久）に住居を構え、鉛の吹立のときは三本松番所（高千穂町）が立ち会うなど、鉛の生産も本格化していたようである。（文久3年「御軍備覚書」近2-1087）。

「宮崎県史 史料編 近世2」の御軍備覚書（文久3年）より

外禄銀山鉛一手御買締方心付、左之通

一、外禄表江、当時柳沢町野村治三郎二男辰治と申もの、住居罷在、相応之人品ニ相見申候間、鉛一手買締方掛合被仰付、品出来候度毎、上品何斤、代銀何程、中下も同様取調、宮水役所江申出、同所ヨリ出品ニ応、代銀・品受取候様致候ハハ、可然哉、尤直段之儀は時之相場ニ而御買上之事

但、他方相場は凡外禄・宮水ニ而茂相分候へ共、外手ヨリも聞繕置可然事

一、吹立候節、三本松御番所ヨリ立会、嚴重ニ相改候様、御沙汰被成下度事

一、其向ヨリ諸山中江他出堅差留、右辰治江売渡候様、沙汰有之候様仕度事

一、宮水役所一手買上ニ付、心得違無之様、御沙汰被成下度事

一、稼人共、是迄他方ヨリ借銀有之候者者、村役人印形等も無之事ニ付、彼是申立候間も取上不申、品売上、其代銀を以、追々相払候様、相對引合ニ為致可然哉之事

一、当時ニ而者稼人共銘々之稼重ニ而、他方ヨリ米味噌等不絶世話いたし候ものも無之、右辰治ヨリ少々宛之世話いたし遣居候様子ニ付、是者是迄之通、据置可然哉之事

但、右辰治品受取候分も、同様之直段ニ而売上させ可申事

一、当時出来居候品之分ハ、買上方、宮水ヨリ手数いたし置候様可仕事

一、右之振合を以、宮水役所ニ而一手御買上ニ御極被成候ハハ、同所江応而御廻銀被成下度事

右之通相伺申候、以上

（文久三年）四月 郡方

可為伺之通候、尤野村治三郎二男辰治儀、鉛一手御買上付、右下掛合被仰付候段、為申渡候

26-3 最後の殿様御巡村（「高千穂町史 郷土史編」P75より）

慶応3年（1867）4月、徳川幕府支配下の延岡藩最後の殿様内藤氏^{まさたか}16代内藤政挙は、同年10月15日、将軍徳川慶喜が大政を朝廷へ奉還し、王政が復古することを知ってか、知らずにか藩主としては最後の高千穂地方を巡村した。明治維新が目前であったが、政挙の巡村は七万石の藩主にふさわしく、地元の領民にとっても大名行列の見納めとなったようだ。（略）

殿様高千穂御順村記 慶応三卯年四月十日正念寺

村々へ申し渡し書

(略)

一、(四月) 十一日 (略) ~御休・山裏村庄屋元

一、十二日 御休・岩戸村持ち出し弁当・外録銀山~御小休不詳銀山所~同岩戸社~
同猿伏峠 (三田井浅ヶ部一岩戸間)

26-4 延岡藩から肥後藩へ引き渡し

土路久銀山覚書 (「宮崎県史 史料編 近世3」P588~589)

(表紙) 慶応四辰年

土路久銀山覚書

五月 岩戸庄屋 土持輝太郎

(中表紙) 慶応四辰年八月十一日

肥後江御引渡 御取極御書面写

土持輝太郎

(略)

慶応四辰八月十日、御城下ヨリ (略) 外録銀山江御出役ニ而、肥後国 (略) 右同所江
罷越、対談之上、御引渡ニ相成申候、右ニ付、拙者義、(略) 右引渡江立合申候、為念、
此所江記置申候、以上 土持輝太郎、信敬 (花押)

* 慶応4年は明治元年のこと。西暦では1868年。

26-5 熊本から鹿児島へ譲渡

宮崎県日向国臼杵郡岩戸村字向土呂久銀山ニ係ル取調書 (高千穂町岩戸支所蔵)

明治12年4月、熊本県肥後国阿蘇郡津留村士族橋本猪一郎ヨリ譲り受ケノ節、一葉ノ
書類無之ニ付既往ハ知ルニ由ナシト雖共、姑ク父老ノ口碑ニ因リ之ヲ記センニ

(略)

第壹条ヨリ第拾条マデハ往古ノ書類無之ニ付詳ナラス

第拾壹条 鉱山地名 日向国臼杵郡岩戸村ノ内字向土呂久

借区坪 式千五百坪

鉱質 銀

第拾貳条 掘採ノ方法 在来ノ旧坑ニ依ル

第拾參条 製鉱ノ方法 石畳ニシテ深サ凡ソ四尺、巾三尺四方ノ角ナル炉

吹方ハ、タタラ吹き

第拾肆条 産出量 鉱石八拾貫目ニテ、鉛三拾五貫目、正銀ハ三百五拾目ヲ得ベシ、
即チ一分ノ割合ナリ

第拾伍条 薪炭消費高 鉱石八拾貫目ヲ製スルニハ、樫炭四拾貫目ヲ消費ス、此ノ一

貫目代価金貳拾錢ナリ

第拾六条 製鍊品代価 鉦石八拾貫目ヲ製スルニ、之レニ要スル物品代価金壹円、職工賃金四円五十錢

鹿児島表ニ於テ販売ス、此運送担夫

第拾七条 職工坑夫賃金 一人一日三拾錢ツツ、使役高 一ヶ月四百五拾人 但シ男

第拾八条 坑夫ノ工程 鑿、前撥、霍嘴、玄翁、山槌等ノ類ヲ用ヒ、一日堅石百貳拾貫目ヲ掘鑿ス

第拾九条 行業損益 一ケ年ニ付諸入費貳千四百円、得ル処ノ産出物正銀拾三貫目、此代価三千貳百五拾円、差引利益金八百五拾円也

右之通りニ御座候也

明治十七年三月

鹿児島県鹿児島郡山下町

士族 長崎豊十郎 印

士族 長崎武一郎 印

*読点は川原が付けた

26-6 土呂久鉦山史の概括

平部嶠南著「日向地誌」(青潮社の復刻版; P963)

岩戸村の鉦山に次の記載あり

銀山 本村ノ北向ヒ土呂久ノ山腹ニアリ。坑物発見ハ、元和二年丙辰ニ起リ、其後屢廢シ屢興ス。嘉永五年壬子延岡藩主内藤氏吏ヲシテ着手セシムル。十年許引継キ、延岡藩主細川氏再ヒ吏ヲシテ着手セシムル。五、六年ニシテ一時休廢セシカ、明治十二年巳卯四月鹿児島士人長崎武一郎ト云者、又復發起セリ。一ケ年出来高未タ詳ナラス、其質極テ佳ナリト云